

監 査 公 表

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和4年8月29日 室戸市 Aほか2名から提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、同年10月13日に監査結果を通知したので、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年11月1日

高知県監査委員	下 村 勝 幸
同	金 岡 佳 時
同	奥 村 陽 子
同	五百藏 誠 一

（原文登載）

高知県職員措置請求監査報告書

第1 監査の請求

1 高知県職員措置請求書の提出

令和4年8月29日

2 請求人

室戸市 A
室戸市 B
室戸市 C

3 請求の内容

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

(1) 措置内容

令和4年9月27日に举行される「故安倍晋三国葬儀」（以下「本件国葬」という。）への高知県知事（以下「知事」という。）及び高知県議会議長（以下「議長」という。）らの参列に対して公費を支出することは違法かつ不当であるので、これを差し止めることを求める。支出差し止めができない場合は、関係職員による県への賠償（返還）を求める。

(2) 請求の理由（原文登載）

ア 元日本国総理大臣の安倍晋三は、本年7月8日奈良市西大寺駅頭である青年により銃撃を受け横死したが、現岸田内閣

は安倍氏の葬儀を国葬という形で弔うことを閣議決定をした。この葬儀への参加者は日本国内外6000人を超え、費用も国費2億5千万円を使うとのことであり、高知新聞によると、この葬儀には「自治体関係者」も招待されるとのことである。知事及び県議会議長が招待され、その際の旅費等の出張費用が公費で賄われる可能性が大である。

イ 安倍氏の国葬には法的根拠がない。政府は安倍国葬についての根拠として、内閣府設置法第4条の第3項第33号に内閣府の所掌として「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関すること」を挙げているが、そもそもその「儀式」の規定は特定政治家の葬儀を国葬という儀式にすることができるものと規定とは解釈されるものではない。戦前の勅令のごとく内閣がきめるものが法であるとするなら内閣の権限の濫用であって、内閣法に違反する。内閣法第1条では内閣の権限は憲法第73条ほか、憲法の定める職権によって行うとされていて、憲法のどこにも、特定政治家の葬儀を執行することを内閣の権限にするなどという規定はない。内閣（政府）が特定政治家安倍晋三氏の葬儀を行う事、これを国葬にすることは憲法を逸脱する行為であり、これに賛同し参加することも憲法違反行為への加担である。地方自治法では法令に違反する行為は禁止され、その行為は無効とされている。（第2条第16項、17項）

ウ いくつかの世論調査では、安倍晋三氏の国葬については大半の国民が反対している模様であって、その理由は、総理大臣在任中の業績について安保法制強行制定や森友、加計学園の疑惑事件への関与、桜を見る会などその内容や扱い手法が著しく反民主主義で国民から輦蹙を買っており、かててくわえてその死因となった統一教会にかかわった事案については安倍晋三が日本の政治全体を地に貶めた元凶の一人とされており、到底その死を国葬として敬意をもって弔われる資格があるとは考えられていない。

エ また国保加入の一般国民は葬祭費として1件5万円を請求できるだけである。この安倍氏の国葬に2億5千万円もの巨費を使うというのはあまりにもひどい不平等である。

オ 支出が差し止められない場合は、支給された者に出費額の返還（賠償）を求める。

（3） 事実を証する書面

ア 令和4年8月26日付 高知新聞記事

イ 週刊文春令和4年8月18・25日合併号 特集記事

第2 請求の受理

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容から、令和4年9月27日に挙行された本件国葬への参列に際して公費を支出することが違法又は不当であるかを監査対象とした。

2 監査対象部局

本件国葬に参列した知事及び議長等の旅費を所管している高知県総務部秘書課（以下「秘書課」という。）及び高知県議会事務局総務課（以下「総務課」という。）を監査対象部局とした。

3 証拠の提出及び陳述

(1) 請求人の陳述

ア 令和4年9月15日、法第242条第7項の定めるところにより、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

また、法第242条第8項の定めるところにより、関係職員として、秘書課及び総務課の職員5名を立ち会わせた。

イ 措置請求書を補充する証拠として、次の書類の提出があった。

安倍国葬への監査請求について 補足陳述

ウ 陳述の概要

安倍氏の国葬には法的根拠はなく、憲法（第73条）に定める内閣の職務権限にも該当しない。

国葬も葬儀であり、宗教行事である。憲法第20条（第3項）では、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と規定されており、国葬は憲法第20条にも違反する。

国の違法行為であるとしても、地方自治法第2条第16項では「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」とされており、同第17項では、「前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。」とされていることから、違法な国葬への出席に対して公費を支出することはあってはならない。

(2) 監査対象部局の陳述

同日、監査対象部局である秘書課及び総務課に対し、陳述の機会を設けたところ、秘書課及び総務課からおおむね次のとおりの陳述があった。

なお、秘書課及び総務課から説明用資料として、次の書類の提出があった。

ア 提出資料

安倍元首相の国葬への公費支出差し止めに係る住民監査請求について（秘書課・総務課）

イ 陳述の概要

(ア) 公務とする判断について

(秘書課)

公務として公費での参列を予定している。

本件国葬は、閣議決定を経て公費で行う国の儀式であり、国葬儀委員長である岸田文雄内閣総理大臣からの案内もあり、地方公共団体の長として公務で参列することが適当であると考えます。

また、地方公共団体の長としての立場で参列し、哀悼の意を表することは、社会的儀礼や社会通念上からも合理的な裁量の範囲内の行為として是認されるべきものである。

(総務課)

公務として公費での参列を予定している。

本件国葬は、閣議決定を経て公費で行う国の儀式である。

全国都道府県議会議長会を通じて、国葬儀委員長である岸田文雄内閣総理大臣から本県議長に対して案内があったものである。

全国都道府県議会議長会副会長という立場もあり、地方自治体の議長として公務で参列することが適当である。

また、地方自治体の議長としての立場で参列し、弔意を表することは、社会通念上儀礼の範囲内である。

(イ) 出張の裁量について

(秘書課)

出張目的や出張内容等の決定は、原則的に長の合理的な裁量に委ねられているという判例（H16.5.27福岡高等裁判所判決）もあるため、本件国葬への参列に係る公費での出張は、知事の裁量の範囲内であると考えます。

(総務課)

出張の目的や出張等の決定は、原則的に議長の合理的な裁量に委ねられていると解されるため、本件国葬への参列に係る公費での出張は、議長の裁量の範囲内であると考える。

4 監査の実施

秘書課及び総務課から令和4年9月21日に聴取を行うとともに、その後、秘書課及び総務課に対して経費の支出状況等についての調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査の結果、確認した事実は、次のとおりである。

(1) 本件国葬の挙行について

令和4年7月22日、本件国葬を9月27日に日本武道館で行うこと、葬儀委員長は内閣総理大臣とすること及び葬儀のため必要な経費は国費で支弁することが閣議決定された。

本件国葬は、9月27日に日本武道館で挙行された。

(2) 知事及び議長の参列について

ア 知事の参列について

(ア) 本件国葬への参列について

令和4年9月2日、知事の定例記者会見で、記者の質問に対し、安倍元総理の国葬に関して、正式な案内があれば地方公共団体の長として参列すると表明した。

9月9日、知事あての案内文書が全国知事会を通じて、高知県東京事務所に送付された。

9月12日、案内状の原本を受け取り、同日付で全国知事会に対してメールで参列の意向を伝えた。

9月27日、本件国葬に知事が参列した。

また、秘書1名が随同行した。

(イ) 公費の支出について

本件国葬に際して支出された公費は、知事及び随行する秘書の旅費(日帰り)142,120円及び知事公邸から高知龍馬空港までのハイヤー借上料

11,200円で合計は153,320円であった。

(ウ) 秘書の随行について

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）第13条第1号では秘書課の分掌事務として「秘書に関すること。」と規定されており秘書用務として公務に随行した。

イ 議長 の 参列 について

(ア) 本件国葬への参列について

令和4年8月23日、全国都道府県議会議長会から本件国葬への出欠への回答を求める事務連絡のメールがあり、議長の意向も確認した上で、9月5日に出席の回答を行った。

9月27日、本件国葬に議長が参列した。

また、秘書1名が随行した。

(イ) 公費の支出について

本件国葬に際して支出された公費は、議長及び随行する秘書の旅費（日帰り）145,520円であった。

(ウ) 秘書の随行について

高知県議会事務局規程（平成15年高知県議会訓令第1号）第5条第1項第1号では総務課の分掌事務として「議長及び副議長の秘書に関すること。」と規定されており秘書用務として公務に随行した。

2 判断

(1) 本件国葬の違憲性及び違法性について

請求人は、本件国葬が違憲・違法であると主張しているが、住民監査請求は普通地方公共団体における財務会計上の行為又は怠る事実が対象であり、本件国葬は高知県の財務会計上の行為や怠る事実ではないため、本件国葬の違憲性及び違法性については、住民監査請求の対象にならない。

(2) 県費支出の違法性について

請求人は、本件国葬は、根拠づける法律の存在しない違法行為であり、これに賛同し参加することは法令に違反する行為を禁止し、その行為は無効とする法第2条第16項及び第17項に違反すると主張している。

しかし、法第2条第2項では、「普通地方公共団体は、

地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」と規定されている。この規定は、普通地方公共団体が、まず、「地域における事務」を包括的に処理する権能があることを明らかにした上で、なお、必ずしも「地域における事務」に該当しないものであっても法律により処理することとされた場合や法律に基づく政令により処理することとされた場合には、当該事務を処理するものであることを一般的に例示しているものであって、「地域における事務」には法律や政令の根拠が必要なものに限らず、儀礼的なものも含まれると考えられる。

本件国葬は、閣議決定に基づき実施されたものであり、国が主催する公式行事として案内のあったものである。これに参列して知事や議長として県民を代表して弔意を表することは、社会通念上の儀礼の範囲であると考えられる。

このため、本件国葬への参列は知事及び議長の裁量の範囲を逸脱しているとは認められない。

(3) 県費支出の不当性について

本件国葬への参列に際して支出される公費は旅費及び知事公邸から高知龍馬空港までのハイヤー借り上げ料となっているが、いずれも関連する条例等の規定に従って適正に処理されている。

3 結論

以上のことから、本件国葬への知事及び議長らの参列に対して旅費を支給することを差し止めること、又は、参列した職員に対して支給された公費を返還させることを求める請求人の主張には理由がない。

よって本件措置請求を棄却する。